(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具と する。

(対象者)

- 第3条 用具の給付の対象者は、本市に住所を有し、別表第1の対象者 の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童であって、次の各号のいずれにも 該当するものとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の対象となっている者
 - (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とならない者

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第1) に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(給付の可否の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、調査書(様式第2)により対象者の身体の状況、介護の状況、住宅環境等を調査の上、用具の給付の可否を決定し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定(却下)通知書(様式第3)を申請者に交付するものとする。この場合において、用具の給付の決定を受けた者に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4。以下「給付券」という。)を同時に交付するものとする。

(給付の方法)

第6条 市長は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。) に委託して用具の給付を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 用具の給付を受けた対象者の扶養義務者は、別表第2の徴収基 準額表により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担 し、用具を納入する業者に給付券を添えて、負担する額を直接支払わなければならない。

(費用の支払)

第8条 市長は、業者からの請求により、用具の購入に要する費用から 扶養義務者が業者に直接支払った額を控除した額を支払うものとする。 この場合において、業者は、扶養義務者から受領した給付券を添付し て請求しなければならない。

(用具の管理)

- 第9条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、利用者が前項の規定に違反したと認めたときは、当該給付 に要した費用のうち市長が支払った費用の全部又は一部を返還させる ことができる。

(用具の再給付)

第10条 用具は、別表第1の耐用年数の欄に掲げる期間を経過し、かつ、修理不能、用具の使用に不具合が生じている等再給付が妥当と認められる場合に限り、再給付することができる。ただし、耐用年数を経過する前に修理不能になり用具の使用が困難となったとき、又は特別の事情により用具の再給付の必要があると医師が認めたときは、この限りでない。

(台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(様式第5)を備えるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年11月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第10条関係)

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する	小児慢性特定疾病児童が	4,900円	8 年
	者	容易に使用し得るもの(手		
		すりを付けることができ		
		る。)		
特殊マット	寝たきりの状態に ある者	ばよくそう 褥瘡の防止又は失禁等に	21,560 円	5 年
		よる汚染若しくは損耗を		
		防止できる機能を有する		
		もの		
特殊便器	上肢機能に障害の	足踏ペダルにて温水温風	166,320 円	8 年
	ある者	を出し得るもの。ただし、		
		取替えに当たり住宅改修		
		を伴うものを除く。		
特殊寝台	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練のできる器	169,400 円	8 年
	ある者	具を付帯し、原則として使		
		用者の頭部及び脚部の傾		
		斜角度を個別に調整でき		
		る機能を有するもの		
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能	66,000 円	8 年
		を有する手すり、スロー		
		プ、歩行器等であること。		
		ア 小児慢性特定疾病児		
		童の身体機能の状態を		
		十分踏まえたものであ		
		って、必要な強度及び安		
		定性を有するもの		
		イ 転倒予防、立ち上がり		
		動作の補助、移乗動作の		
		補助、段差解消等の用具		
		となるもの		
入浴補助用具	入浴に介助を要す	入浴時の移動、座位の保	99,000円	8年
	る者	持、浴槽への入水等を補助		
		でき、小児慢性特定疾病児		
		童又は介助者が容易に使		

		用し得るもの		
特殊尿器	自力で排尿できな	尿が自動的に吸引される	73,700 円	5 年
	い者	もので小児慢性特定疾病		
		児童又は介助者が容易に		
		使用し得るもの		
体位変換器	寝たきりの状態に	介助者が小児慢性特定疾	16,500円	5 年
	ある者	病児童の体位を変換させ		
		るのに容易に使用し得る		
		もの		
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の	77,440 円	5 年
		身体機能を十分踏まえた		
		ものであって、必要な強度		
		及び安定性を有するもの		
頭部保護帽	発作等により頻繁	転倒の衝撃から頭部を保	13,380 円	3 年
	に転倒する者	護できるもの		
電気式たん吸	呼吸器機能に障害	小児慢性特定疾病児童又	62,040 円	5 年
引器	のある者	は介助者が容易に使用し		
		得るもの		
クールベスト	体温調節が著しく	疾病の病状に合わせて体	22,000円	1年
	難しい者	温調節のできるもの		
紫外線カット	紫外線に対する防	紫外線をカットできるも	41,580円	_
クリーム	御機能が著しく欠	0		
	けて、がんや神経			
	障害を起こすこと			
	がある者			
ネブライザー	呼吸器機能に障害	小児慢性特定疾病児童又	39,600 円	5 年
(吸入器)	のある者	は介助者が容易に使用し		
		得るもの		
動脈血中酸素	人工呼吸器の装着	呼吸状態を継続的にモニ	173,250 円	5 年
飽和度測定器	が必要な者	タリングすることが可能		
(パルスオキシ		な機能を有し、小児慢性特		
メーター)		定疾病児童又は介助者が		
		容易に使用し得るもの		
ストーマ装具	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児童又	113,520 円	_
(消化器系)	八上肛门を垣取し	は介助者が容易に使用し		
	た者	得るもの		
ストーマ装具	人工ぼうこうを造	小児慢性特定疾病児童又	149,160 円	_
(尿路系)	設した者	は介助者が容易に使用し		

		得るもの		
人工鼻	人工呼吸器の装着	小児慢性特定疾病児童又	128,700円	
	又は気管切開が必	は介助者が容易に使用し		
	要な者	得るもの		

別表第2(第7条関係)

徴収基準額表

階層区分	±	せ帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A 階層	帯(単給世帯を含む 帰国の促進並びに	25年法律第144号)による社会の人人ので中国残留邦人等の永住帰国した中国残留邦人の支援に関する法律(平成	円滑な.等及び	0円	0円
 B 階層		年度分の市町村民税非課税	世帯	1,100円	110 円
C 階 層	A 階層及び B 階層 る 割の額のみ課税世	を除き当該年度分の市町村」	 民税均等	2,250円	230 円
D 階層	A 階層、B 階層及 び C 階層を除き	所得割の年額 3,000 円以 下	D1	2,900円	290 円
	当該年度分の市	3,001~5,800 円	D2	3,450円	350 円
	町村民税の課税 世帯であって、そ	5,801~8,700 円	D3	3,800円	380 円
の市町村民税所得割の額の区分		8,701~13,000 円	D4	4,250円	430 円
		13,001~17,400 円	D5	4,700円	470 円
	が次の区分に該	17,401~22,400 円	D6	5,500円	550 円
	当する世帯	22,401~28,200 円	D7	6,250円	630 円
		28,201~58,400 円	D8	8,100円	810 円
		58,401~75,000 円	D9	9,350円	940 円
		75,001~96,600 円	D10	11,550円	1,160円
		96,601~121,800 円	D11	13,750 円	1,380円
		121,801~175,500 円	D12	17,850円	1,790円
		175,501~221,100 円	D13	22,000円	2,200円
		221,101~380,800 円	D14	26,150円	2,620 円
		380,801~549,000 円	D15	40,350円	4,040円
		549,001~579,000円	D16	42,500円	4,250円
		579,001~700,900 円	D17	51,450円	5,150円
		700,901~849,000 円	D18	61,250円	6,130円
			l		

	849,001~1,041,000円	D19	71,900 円	7,190 円
	1,041,001 円以上	D20	全額	徴収基準月額の
				10%。ただし、
				その額が 8,560
				円に満たない場
				合は、8,560円と
				する。
·	供	李		1

備

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2)10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 2 世帯階層区分の認定
 - (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に 児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町 村民税等により行うものである。

- (2) 認定の基礎となる用語の定義
 - ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を 指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこ と、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土 地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅する ことを例としている場合等は、その父は児童と同一世帯に属しているものとす る。
 - イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)及びそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるもの

である。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

- ウ 認定の基礎となるのは、
 - I 所得税法(昭和40年法律第33号)
 - Ⅱ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
 - Ⅲ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律 第175号)

IV 「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

によって計算された地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)である。

なお、指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

また、生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、 当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同 じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) この表の適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

- 3 徴収基準月額が給付対象金額を超えるときは、受給者は、給付対象金額を負担する。
- 4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。

5 その他

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書 年 月 日 岩倉市長 殿 申請者 住 所 氏 名 (給付対象者との続柄) 電 話

次のとおり、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を申請します。 なお、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定のために私及び私の世帯員の市 県民税(当該年度)の課税状況を閲覧することについて同意します。

対	氏	名				生	年月	日			年	F.]	日生(歳)
象	住	所													
者	疾疖	 有													
世帯	ļ	£	名		対 象 者	<i> </i>	上年月	日	職	業	(対象	者に	備 対する	考る介護のお	犬況等)
の															
状															
況															
給化	寸を希	う望す	「る理」	由		<u> </u>				<u>l</u>					
現状	在の	住ま	いの 況	住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾召			浴槽	1 和記 2 洋記 3 な	式		便器	1 2 3 携		
	生の変の況	入浴	2 清打 3 入i して	式の <i>。</i> 谷・ いな	清拭とも	排便	2 便	器(排	介助を 携帯用) できる	使用	移動	2 fl (-	- 部、	「使用 り介護を 全部) ごできる	: 必 要
給用	付を見		たい 名 称							望 す ご規 模	る 真 等				
給希		上る	特 に 事 項												
備			考												

(添付書類)

- 1 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村県民税の課税額を証明する書類(転入者等)
- 2 生活保護を受けている者は、その旨についての福祉事務所長の証明書
- 3 小児慢性特定疾病医療券の写し
- 4 用具の見積書
- 5 用具のカタログ
- 6 その他 (市長が他に必要と認めた場合のみ)

調査書

申請	書多	受理者	多号	第			号	申	請	者						対	象 者		
及び	年月	日		4	丰	月	日	氏		名						との	続柄		
対	氏		名									生生月			年		月	目(歳)
象 者	住		所																
相	疾	病	名																
世	氏		 名	年	齢		象者				課貧該		说 E 分 ī	状		況是税		備	考
帯員						논	の続柄				等 割					行得售	刹		
0								-											
状								ļ										- 	
況																			
世	帯	X	分	の 仮 支担 世存 2 i	足爰帯市	並関対	びに永	住律に 等割	国よ親	した さ せ 世	中援 帯	国列	美留	邦人.	及で	び特	人等の 定配偶 ^ま 市町村」	者の自	立の
住ま	き い	の状	況		1	自	家 2	2	昔家	((貸=	主の	諾否	(注)					
給 生 i	付 活 <i>0</i>	後 O 状	の 況	つい 1 2 3 着	て 自力 一部	该 で介し)作る が状 で あて、	:況 いうる	こつになる) なうに	な	る				1 な	他の状 在宅生i :る その他		「能に)
給付	の必	要の有	育無	$\frac{1}{2}$	有無		給付すい)理目		しな										
給付	する	5 用 具	人名			•			-	予	定	価	格						円
扶養 う	義務べ	者がす き	支払 額					F		公予	費	負 E	担 額						円
そ 特	の 記	他事	の 項																
			年	月]	F]			調	查員		氏名						

様式第3 (第5条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定(却下)通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

岩倉市長

印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付については、次のとおり 決定(却下)したので通知します。

1 決定

給 付 番 号	第 号	給付決定年月日	年 月 日								
対象者氏名		疾 病 名									
給付する用具名											
和刊りる用具名		納入業者の住所	(電話)								
価格											
注 意 事 項	部を直接業者に支払 すから、支払うこと る際に支払ってくだ 2 給付された用具を、 し、貸付け又は担保	 1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じます。 3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらう 									

2 却下

|--|

様式第4 (第5条関係)

		小步	見慢性	特员	定疾病	5 児	見童 日	常生	活	用	具糸	合付	券				
① 給 付 番	号	第			号			付決定	日					年	J	月	日
③対象者氏	: 名						④ 生	: 年月	E	1				年		月 (日 歳)
⑤ 住	Í																
⑥保護者氏	: 名						対象 続	者との 柄)								
8 給付す	る					9	納入	業者名	ı								
用具名							納入 住	業者の 所)								
①価 格	各			円	支	者	がう				円)公 負担				円
④この券の効期					左	F	月	日	•	公	者費請	支		常生活 した F 内			
上記のとま		決定す 月									岩	倉	市長				印
⑤業者の納入 した日	2	年月	日		長養義務 受領し7			Р]				者名 月日		年	月	目
®用具受領 保護者名							19 枚	食収者		人名							
②その他の特記事項									<i>1</i> 1								

(注) 本表は、①~⑭、⑲、⑳は市、⑮~⑰は納入業者、⑱は保護者が記入すること。

様式第5 (第11条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳

	受理年月日	対象者氏名	0	m n 6	VIII - Lee - E-		価 格		/
番号	給付年月日 支払年月日	保護者氏名	住 所	用具名	業者名	公費負担額	扶養義務者 支払額	計	備考

備考 1 番号は、給付券又は決定通知書の給付番号を記入すること。

2 給付年月日は、給付券又は決定通知書の決定年月日を記入すること。